

けんこう静岡

第162号

令和7年
(2025年)
7月1日(火)

季刊発行 (1月、4月、7月、10月)

発行所
公益財団法人 静岡県予防医学協会<https://www.shsa.net/>

(静岡事務所) 〒421-0111 静岡市駿河区丸子新田186-5 (054) 270-5177
(藤枝健診センター) 〒426-0053 藤枝市善左衛門2-11-5 (054) 636-6461
(総合健診センター) 〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8 (054) 636-6460
(沼津事務所) 〒410-0011 沼津市岡宮1210-1 (055) 921-1934
(浜松健診センター) 〒435-0006 浜松市中央区下石田町951 (053) 422-7800
編集 けんこう静岡編集委員会 印刷 池田屋印刷株式会社

いじめ問題の難しさ

〜深刻ないじめを防ぐために〜

常葉大学教育学部心理教育学科 准教授 太田正義



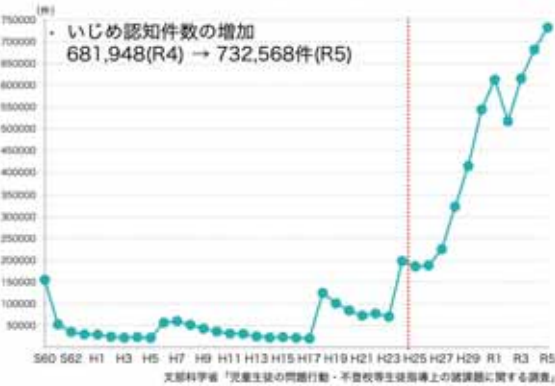
いじめは、学校において教員が対応に苦慮する問題のひとつです。生徒指導の研修等では、現場の先生からは「やってもやってもキリがない」「どこまで対応したらよいかわからない」といった声も聞かれます。なぜ、いじめ問題への対応が難しいのか、いじめ問題への対応はどうすればいいのか、私どもの研究グループで行っている調査から考えてみたいと思います。

いじめ被害の多さ

対応が難しい理由のひとつとして「いじめ被害の多さ」があげられます。まず、学校現場でどのくらいいじめが起きているのか、みてみましょう。

図1は、文部科学省が公表しているいじめの発生・認知件数の推移です。平成25年、いじめ防止対策推進法(以下、いじめ防対法)が成立し、学校では法に基づいた組織的ないじめ対応が行われるようになりました。初期段階のいじめも積極的に認知するようになった結果、認知件数は急増し、コロナ禍で一旦減少したものの、令和5年度は73万2568件で過去最多となっています。

図1 いじめの発生・認知件数の推移



しかし、認知件数は学校がいじめと判断した数であり、実際に起きているいじめの数ではありません。いじめ防対法では、いじめを被害者の主観に基づいて定義しています。いじめの実態を把握するために、子どもたちに対して「いじめに該当するような経験」(図2)を調査する必要があります。

図2 いじめに該当するような経験の質問項目

- ・仲間はずれや無視をされた
- ・ものを取られたり、かくされたりした
- ・陰で悪口を言われた
- ・なぐられたり、蹴られたりした
- ・直接、嫌なことをいわれた
- ・パソコンや携帯電話、スマホを使って嫌なことをされた
- ・遊ぶふりをして軽くたたいたり、おされたりした
- ・服を脱がされるなど、性的な嫌がらせを受けた

図3 いじめ被害経験率の推移

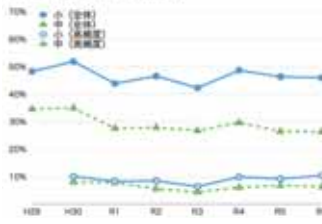


図3は、A市の小5・中3の全児童生徒(約4千人)を対象に、上記経験について複数年継続して調査した結果です。その年度に入ってから1学期の間に1回でもいじめに該当するような経験をした者を全体、週に何回も経験した者を高頻度としています。この調査からは、年度による大きな変動はみられず、中学校で30%程度、小学校で40~50%程度の児童生徒がいじめを経験していることがわかります。令和5年度はいじめ認知率は中学校で3・81%であり(文部科学省、2024年)、実際起きているいじめはその約8倍となります。いじめは、些細と思われる出来事が重大な事態につながる可能性もあるため、学校は網羅的に認知し対応することが求められていますが、すべてのいじめに対応することは、学校現場の実情を考えると不可能に近いと考えられます。

いじめを把握することの困難さ

対応が難しい別の理由として、教員がいじめを把握することの困難さがあげられます。学校

では、日々の健康観察やアンケート、面談など、さまざまな方法を用いていじめの把握に努めています。また、子どもたちには、いじめ被害にあった場合、いじめを目撃した場合、1人で抱え込まず先生や保護者など大人に相談することが伝えられています。

では、実際にどのくらいの子どもがいじめを相談しているのでしょうか。図4、図5は、B市の小4から中3の全児童生徒(約4万人)に対して行った調査結果を示したものです。いじめ被害にあった時、先生や親、保護者に相談する子は学年を追うごとに減少し、中3になると、先生に知らせる子は約15%しかいませんでした。

図4 いじめ被害時の対応

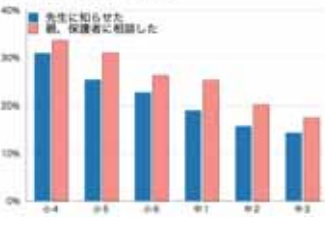
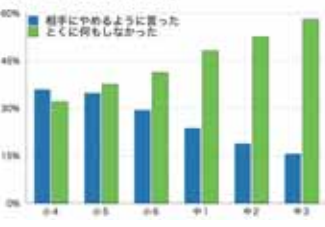


図5 いじめ目撃時の対応



また、いじめを目撃した時に仲裁する子は学年を追うごとに減少し、逆に傍観する子は学年を追うごとに増えていきます。中3になると約15%しか仲裁せず、傍観者は約60%にもなります。

いじめ被害にあっても大人に相談しなくなっていくこと、いじめを目撃したときに関わらないようにしていくことを考えると、アンケートや相談など子どもたちからの申告によるいじめの把握には限界があると考えられます。

いじめ問題への対応

以上みてきたように、数が多く、把握も難しいいじめ問題にどう対応すればいいのでしょうか。

A市の調査(図3)では、高頻度のいじめ被害が小学校(5、6年)で約10%、中学校で約7%みられました。いじめは、頻度が高くなると抑うつ度も上がる(精神的健康を損なう)ことがわかっているため、高頻度のいじめは、より深刻ないじめであるといえます。まずは、各学校において、7~10%の子どもが深刻な被害にあっている可能性を考慮し、見逃しのないよう注意深くみていくことが重要です。そのうえで、起きたいじめの頻度をあげない、深刻化させないための対策をとっていきます。これまでの調査からわかった、有効と思われる対策を紹介します。

①先生と児童生徒との関係を見直すこと

深刻ないじめ被害者は、先生との関係がよくないことがわかっています。日々のあいさつや声かけ、真剣に話を聞く、ほめるといった関わりを丁寧に戻すことで、児童生徒とのよりよい関係性が構築され、結果としていじめの深刻化を抑止することにつながります。

②いじめが把握された場合は積極的に介入すること

子どもが先生にいじめを知らせたが、解決していないいじめの深刻度が高いことがわかっています。いじめを把握しながらも、様子を見るといじめが対応や、子ども任せにするといった対応をとると、被害者は「先生は何もしない、できない」と受け取り、さらなるいじめにつながる可能性が高まります。

③いじめ被害者に対する継続的な支援を行うこと

被害者が過去に深刻ないじめ被害を受けていた場合、そうでない場合に比べ、深刻な被害を行うリスクが高まるということがわかっています。深刻ないじめ被害者を、次の深刻ないじめ被害者にさせないためには、いじめ解決後も被害者への継続的な支援や心理教育が必要となります。

いじめ問題には、これをすれば解決というような特効薬はありません。日々の関わりを基本に、様々な方法を試しつつ、子どもたちを守っていきましょう。

年一回は健康チェックを！

健康はあなたの財産です

すこやかな明日のために

人間ドック
脳ドック ものわすれドック

総合健診センター ヘルスポート

〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8

TEL 054-636-6460

FAX 054-636-6465

☎ 0120-39-6460

「けんこう静岡」は、当協会ホームページから見るができます。

<https://www.shsa.net/> または「静岡県予防医学協会」で検索してください。